令和３年４月28日

第１１回総会議事録

長岡市農業委員会

第１１回総会議事録

１　日　時　　令和３年４月28日（水曜日）　午後２時00分

２　場　所　　さいわいプラザ６階　大会議室

３　議事日程及び本日の会議に付した事項

　日程第　１　議事録署名委員の選任について

　日程第　２　議案第１号　　農地法第３条の許可申請について

　　　　　　　議案第２号　　農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

　　　　　　　議案第３号　　農地法第４条の許可申請について

　　　　　　　議案第４号　　農地法第５条の許可申請について

　　　　　　　議案第５号　　農用地利用集積計画の決定について

　　　　　　　議案第６号　　農用地利用配分計画案の決定について

　日程第　３　報告第１号　　農地法の届出通知等について

４　出席委員　（22名）別紙のとおり

５　欠席委員　（２名）別紙のとおり

６　職務のため出席した事務局職員

　事務局長　樺沢　仁、次長　広田　高志、振興農政係長　小川　一博、

　農地係長　今坂　康雄、主査　木村　秋津、主事　土田　まりあ、

　主事　山際　賢也、主事　原　成実

開　会（午後２時00分）

樺沢事務局長　これより農業委員会総会を開催いたします。

　長岡市農業委員会会議規則第４条の規定により、高橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長　（あいさつ）

　それでは、農業委員会憲章を斉唱したいと思います。粉川会長職務代理者から先導していただきますので、よろしくお願い申し上げます。

粉川会長職務代理者　（粉川会長職務代理者の先導により、農業委員会憲章を斉唱）

議長　これより第11回総会を開催します。

　本日、欠席届が議席番号６番、若井委員、10番、千野委員より提出されておりますが、長岡市農業委員会会議規則第６条の規定による定足数を満たしており、会議は成立していることをご報告申し上げます。

日程第　１　　議事録署名委員の選任について

議長　　　　日程第１、議事録署名委員の選任でございます。私において議席番号12番、本田栄一委員、15番、中村正行委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

日程第　２　　議案第１号　　農地法第３条の許可申請について

議長　　　　日程第２、これより審議に入ります。議案第１号　農地法第３条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長　　ご説明申し上げます。

議案書の３ページから５ページをご覧ください。

今月の３条許可申請は13件でございます。

１番から11番は売買による所有権移転、12番、13番は贈与による所有権移転であります。

なお、13番につきましては、許可後の経営面積が50アール未満でありますが、当該地は隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難であると認められるため、例外的に許可できるものです。

以上につきまして、担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであります。農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　　　　それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　　　ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第１号　農地法第３条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　　　異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第２号　　農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長　　　　　議案第２号　農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長　　　議案書７ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域の２件であります。

１番、不動沢の畑について、石油及び天然ガス採収用地として一時転用する許可を受けていた案件でありますが、このたび令和13年５月31日まで期間を延長するものであります。

２番、来迎寺、飯塚の田畑について、こちらも石油及び天然ガス採収用地として一時転用する許可を受けていた案件であります。このたび令和13年５月22日まで期間を延長するものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　　　　　それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　　　　ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第２号　農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について、承認することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　　　　異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第３号　　農地法第４条の許可申請について

議長　　　　　議案第３号　農地法第４条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長　　　ご説明申し上げます。

議案書９ページをご覧ください。

今月の４条許可申請は、長岡地域３件、三島地域１件、栃尾地域２件、計６件であります。

なお、申請のありました４条、５条許可申請につきましては、本庁、支所において４月21日までに現地確認を実施しております。

１番、深沢町の畑について、住宅建築敷地として利用するものであります。議案資料29ページに経過説明を掲載しております。申請地は、深沢町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第２種農地と判断いたします。転用計画が既存の宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

２番、浦瀬町の田について、庭敷地として利用するものであります。議案資料30ページに経過説明を掲載しております。申請地は、浦瀬町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第２種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

３番、三島中条の田畑について、農作業所、農機具格納庫兼車庫、農機具格納庫、庭及び通路敷地として利用するものであります。議案資料31ページに経過説明を掲載しております。申請地は、住宅、事業用施設等が連たんしており、第３種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

続いて、４番と５番は一連の計画によるものでありますので、一括して説明をいたします。来伝の畑について、４番については農機具格納庫、５番については農機具格納庫兼車庫として利用するものであります。議案資料32ページ、33ページに経過説明を掲載しております。申請地は、来伝集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第２種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものであります。

６番、中潟町の田について、養鯉越冬施設敷地として利用するものであります。議案資料34ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第１種農地に該当するものでありますが、転用目的が既存敷地の２分の１以内の拡張であるため、例外的に許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いた

します。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　　　　それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　　　ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第３号　農地法第４条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　　　異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第４号　農地法第５条の許可申請について

議長　　　　議案第４号　農地法第５条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長　　ご説明申し上げます。

議案書11ページ、12ページをご覧ください。

今月の５条許可申請は、長岡地域４件、越路地域２件、三島地域１件、和島地域１件、計８件でございます。

１番、上除町の畑について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和３年５月20日から令和３年７月31日までの計画であります。申請地のおおむね500メートル以内に上除保育園と歯科医院があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第３種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

２番、鳥越の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和３年５月10日から令和３年10月10日までの計画であります。申請地は、土地区画整理事業の施行された区域内にあり、第３種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

３番、小曽根町の田について、貸資材置場として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和３年６月１日から令和

３年７月31日までの計画であります。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり､第１種農地に該当するものでありますが、転用目的が既存敷地の２分の１以内の拡張であるため、例外的に許可できるものであります。

　４番、桂町の畑について、農作業所建築敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和３年８月10日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地でありますが、転用目的が農業用施設であるため､例外的に許可できるものであります。

　５番、６番は一連の計画でありますので、一括して説明をいたします。不動沢の田について、５番については石油及び天然ガス採収に伴う作業用地、６番については石油及び天然ガス採収用地として利用するために、それぞれ賃借権の設定をするものです。工期は、令和３年７月１日からで、５番については令和５年12月31日まで、６番については令和６年６月30日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地でありますが、転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

　７番、福戸町の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和３年６月16日から令和３年11月６日までの計画であります｡申請地のおおむね500メートル以内に福戸小学校と恵和保育園があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第３種農地に該当するため、原則許可できるものであります。市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可も必要となります。

　８番、根小屋の田について、農業用倉庫及び事務所建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料35ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第１種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。

　以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　　これより審議に入ります。

　ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第４号　農地法第５条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第５号　　農用地利用集積計画の決定について

議長　　議案第５号　農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長　　説明させていただきます。

初めに、議案書の差し替えをお願いします。議案発送後に中間管理権設定（公社借入）において、出し手の死亡により申請の取下げがあったため、15ページの差し替えをご用意させていただきました。お手数をおかけしますが、内訳表の差し替えをお願いいたします。

それでは、改めまして、皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画１冊と利用権・中間管理権の地域別設定集計表Ａ４、１枚を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書15ページの差し替え用にお配りした内訳表をご覧ください。今月は、利用権の設定、移転で32件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が21件、使用貸借権設定が５件、賃借権移転が６件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは134件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が118件、使用貸借権設定が16件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもの

で、このたびは89件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が77件、使用貸借権設定が12件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いいたします。

以上、計255件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第３項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の２の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長　　　それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　　ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第５号　農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　　異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第６号　　農用地利用配分計画案の決定について

議長　　　議案第６号　農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長　　　ご説明申し上げます。

議案書の19ページから23ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。

このたびは27件の申出があり、内容については賃借権の移転が25件、使用貸借権の移転が２件となっています。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計

画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長　　これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第６号　農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第　３　　報告第１号　　農地法の届出通知等について

議長　　日程第３、報告第１号　農地法の届出通知等についてを議題とします。

事務局の報告を求めます。

今坂係長　　農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

４条の届出について３件を25ページに、５条の届出について21件を26ページから29ページに、農地法の適用を受けない事実確認３件を30ページに、18条合意解約について５件を31ページに、利用権解約について53件を32ページから40ページに、中間管理権の解約について７件を41ページ、42ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長　　報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第11回総会を閉会とさせていただきます。

閉　会（午後２時30分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第２項の規定により、ここに署名します。

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

農業委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

農業委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙　出席状況　（総　会　議　席　表）

（令和３年４月28日現在）

議　席	出　欠	氏　　　名	議　席	出　欠	氏　　　名
1	出	多　田　好　一	13	出	青　柳　　　進
2	出	吉　川　　　勇	14	出	青　柳　久　雄
3	出	岩　本　一　男	15	出	中　村　正　行
4	出	諸　橋　昇　一	16	出	土　田　米　藏
5	出	堀　　　徳太郎	17	出	稲　波　忠　昭
6	欠	若　井　泰　志	18	出	佐　藤　辰　也
7	出	粉　川　一　夫	19	出	高　橋　信　昭
8	出	菅　沼　正　美	20	出	成　澤　善　博
9	出	坂　詰　　　隆	21	出	櫻　井　正　広
10	欠	千　野　俊　輔	22	出	池　田　朝　二
11	出	安　達　隆　幸	23	出	田　中　　　豊
12	出	本　田　栄　一	24	出	鳥　羽　若　一

出席委員	人	２２　人	議事録署名委員
欠席委員	人	２　人	本　田　栄　一　委員
	計	２４　人	中　村　正　行　委員